

【資料1-1】インクルーシブ教育ガイドライン構成（案）

1 はじめに ～世田谷区の実情とガイドラインの方向性～

- 世田谷区はだれ一人取り残さない教育を目指してきた。
- これまでの取り組みの結果、多様性を受容する教職員の意識の醸成、支援人材の配置などにより、支援を必要とする児童・生徒が通常学級で学びやすい環境の構築に努めてきた。
- しかし、インクルーシブ教育の実現に向けて障害の有無にかかわらず子どもたちが共に学び共に育つことのできる教育を推進していくためには、ソフト、ハード両面において更なる学校環境の改善に努める必要がある。
- このガイドラインは幼・小・中学校の教員を対象として、障害のあるなしに関わらず、すべての子供がより安心して学べる環境を自ら選ぶことができる園・学校の実現を目指して作成しました。

2 世界や国の動向

3 本区のインクルーシブ教育の方針

- (1) 定義
- (2) ロードマップ（計画・予定）

4 適切な就学相談の在り方

就学先が本人を円滑に支援できる体制を整えるうえで重要な就学相談の位置付け

5 校内体制編

- (1) 関係者の役割
- (2) 校内組織
- (3) 理解促進
- (4) 校内環境の整備

6 事例集（障害種別・校種別の2本立て、授業場面、生活場面の両方を盛り込む）

- (1) ユニバーサルデザイン（全体的な配慮）
- (2) 合理的配慮（一人ひとりに応じた配慮）・個別の教育支援計画
- (3) 交流及び共同学習
- (4) 障害理解教育
- (5) 他自治体の参考取り組み事例

7 参考

- (1) 意見聴取の結果
- (2) 作成委員会の概要（名簿、実施日）

【資料1-2】 現段階におけるインクルーシブ教育の定義に関する議論の整理

1 第1回委員会の振り返り

(委員長より)

- 「フルインクルージョンを考えると、学習指導要領の統一など、国としても越えなくてはならないハードルは高い。しかし、子どもの権利条約、脱施設の動きも踏まえて、世田谷区としてここ5年くらいの間でどの程度進めていくか、意見交換するのが大事。」
- 「合理的配慮についても、評価について配慮の在り方が外国と日本とで異なる。外国は苦手ならやらない、得意なことはいっぱいやる、といった形。しかし日本としての在り方があるだろう。」
- 「知的障害や情緒障害等がある児童・生徒に対し、通常の学級でどう支援ができるのか。合理的配慮を切り口に何ができるのか、中学校は特に、教科の評価が出せないことがある。教科として、これだけはやらねば、という内容を変えることができない。授業のめあてや評価すらフレキシブルに設定できる、本当はここに切り込んでいきたい。」
- 「交流及び共同学習については、小学校は多いが中学校は少ない。これが高校になるとほぼなくなり、大人になるとまったくなくなる。これだと意味がない。実施していても、それが大人になっても交流した人同士が友達でいるとか、そういうことには結びついていない。どのように進めていくのか、ガイドラインにポイントとして記載すると共に、方向性も示していくとよい。」
- 外国籍の子ども、不登校の子どもを対象としてとらえていくのか。インクルーシブの中で、どこまで扱い、どこまでを対象とするのかも考えなくてはならない。
- 「子どもが何をしたいのか、通常の学級にしながら、こんな思いをしながら子どもたちは頑張っているということ、先生方は知ってほしい。そのための事例であるとよい。」

(副委員長より)

- 「今ある仕組みの中で、インクルーシブ教育の実現に向けて区として考えている、止まっていないということを示していく、途中経過であっても示していくということが大切ではないか。」
- 「不登校の児童・生徒に対し、どう行政がかかわっているのか？」

2 今後の議論の焦点

- フルインクルージョンを実現した学校について
- 個々の特性に応じた教科指導の目標や評価の柔軟な設定について
- よりつながりが深まる交流及び共同学習の在り方について
- 外国籍や不登校など学校において困難さを抱えている児童生徒について
- インクルーシブ教育の実現に向けた途中経過（ロードマップ）について

【資料2】 意見聴取の方法（案）

1 実施時期 令和5年8～9月

2 対象者

(1) 当事者

① 高校生以上とする。

② 以下に該当する人を対象とする。

知的障害／自閉症・情緒障害／肢体不自由／弱視／難聴／言語障害／学習障害
特に何もない人（交流および共同学習について）

③ 通常学級と特別支援学級に在籍したことがある人

(2) 当事者家族（保護者）

3 聴取の内容

(1) 通常級における満足だった点、困った点、どのようにしてほしかった点

(2) (1) で聞いた内容をさらに詳しく聴取する。

4 手法

(1) ①各種団体から紹介してもらう②委員の先生方に候補となる方を照会。

(2) 依頼状を送付（事前に聴取する内容を伝える、ヒアリングシートを送付するなど）。

(3) 聴取

①委員（現職の教員）と事務局員のペアで聞く

②日時、会場は対象者の意向に応じる